

高知県燃料電池自動車導入促進事業費補助金

【募集要領】

令和6年3月制定

高知県林業振興・環境部 環境計画推進課

1. 事業の目的

電気代やガソリン価格の高騰を受けての構造転換及び、脱炭素化やグリーン化等に取り組む県内事業者による将来を見据えた設備投資を促すために、県内の事業者が燃料電池自動車を導入する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2. 募集期間

令和6年3月21日（木）から令和7年1月15日（水）とします。

※一般社団法人次世代自動車振興センター（以下、「センター」という。）の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下、「CEV補助金」という。）」と異なり、**車両を導入する前に申請する必要がある。**

※令和7年3月11日（火）までに実績報告を提出していただく必要があります。

3. 補助事業着手と完了

（1）補助事業の着手

次の3つのうち、いずれか1つでも実施することをいいます。

ア 車両の登録

イ 車両の引渡

ウ 代金支払の完了

※県が交付決定をする前に、どれか1つでも補助事業の着手に当たる行為をした場合、補助金の交付を受けられません。

（2）補助事業の完了

CEV補助金の交付決定通知書兼額の確定通知書を受領することを要件とします。

4. 補助対象事業

道路運送車両法第4条の規定により、はじめて自動車登録ファイルに登録を受けるFCVを導入する事業

※リース、サブスクリプション等、自社以外での利用を目的するものは対象となりません。

5. 補助対象者

県内に本社又は事業所を有するみなし大企業を除く中小企業のうち、県税に係る未納の徴収金がない者であって、自社での利用を目的としてFCVを購入する者とします。

6. 補助金の額

100万円以内（1台当たり）

※補助対象費が100万円未満の場合はその額となります。

7. 事業計画書の提出

補助を希望する者は、高知県燃料電池自動車導入促進事業費補助金交付申請書に必要書類を添付し、下記の提出先にメールまたは郵送でご提出ください。

また、電子申請でも受付けていますので、下記の電子申請用 URL より申請いただくことが可能です。
なお、予算額に達した時点で募集を終了します。

【提出先・問合せ先】

〒780-0850

高知県高知市丸ノ内1-7-52

高知県林業振興・環境部環境計画推進課 田坂、永野

電話：088-821-4538

Eメール：030901@ken.pref.kochi.lg.jp

【電子申請用 URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=9729

9. 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産は、善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図る必要があります。

また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数に相当する期間内において、当該財産の処分等を行う場合には、事前に知事の承認を得る必要があります。

財産の種類	耐用年数
燃料電池自動車	4年

10. その他

補助金の交付を受けた補助事業者は、『こうちグリーンアクション企業』として、県が実施する2050年カーボンニュートラルの実現に向けた普及啓発活動に協力していただきます。

例えば、広報活動等での協力として、当課が実施するシンポジウムにおいて、事例発表していただくことや、県が作成する普及啓発用のホームページに導入事例として紹介する、といったことなどを想定しています。

